

(1) 住宅・宅地

【現状と課題】

- 本町には、県営住宅が2団地（一宮・一宮船頭給）計140戸があります。
町営住宅は5団地（野中・権現前・川間・新熊・大村）計129戸があります。町営住宅は築40年を超える建物もあり、老朽化が激しく修繕費がかさんでいます。町営住宅敷地の一部は民間からの借地であり、土地所有者から返還を要求されている場所があります。
- 優良な宅地を供給するため、昭和36年から都市計画に基づく区画整理事業を実施してきました。計画された区画整理事業はほぼ完成しており、現在は東浪見区画整理事業の解散に向け努力しているところです。

【基本方針】

高齢者世帯や今後の一宮町を担う若い世帯が安心して住み続けられるよう、住宅や宅地の供給を促進するほか、良好な住環境の維持に向けて取り組みます。

【計 画】

① 公営住宅の整備

- 町営住宅については老朽化した施設の廃止を踏まえ、今後の公営住宅戸数の重要性を判断しながら、適正な維持管理を推進していきます。（事業課）

② 住宅供給の促進

- 東浪見区画整理事業の早期解決を図り、用途区域内における住宅着工数の向上を促進します。
- 民間業者による戸建て住宅開発を促進し、民間等による住宅供給を働きかけます。業者の行う宅地開発については、町の指導要綱に基づき、適正な指導管理を推進します。（事業課）



(2) 消費生活

【現状と課題】

- 悪質商法の手口が多様化し、被害にあう高齢者が増えています。また、契約形態や販売方法に関しても多様化しており、消費者トラブルの増加と複雑化を招いています。
- 生産物や食品への関心の高まり等、安全な食生活が求められています。また、車を持たない高齢者の買い物について、地域や行政の支援が求められています。

【基本方針】

適切な商品やサービスを判断し選択が出来るよう、町民一人ひとりが自立した消費者となっていくよう支援していきます。

安心で安全な食材の供給をするため、本町の主要産業である農作物の一部を“地産地消”で賄うことで、豊かな食生活と町の産業を促進します。

魅力ある便利な購買環境をつくることで、高齢者をはじめ町民誰もが生活しやすい消費環境の整備を進めていきます。

【計 画】

① 消費者保護

- 消費者トラブルの未然防止を図るための啓発活動を推進します。トラブルに巻き込まれやすい高齢者については、ボランティア団体等と協力して、注意を促すとともに周知を図っていきます。
(まちづくり推進課)

② 生産者との交流促進

- 農産物直売所や生産者と連携しながら、顔の見える安心で安全な農産物の提供を促進します。
(まちづくり推進課)

③ 地産地消の推進

- 保育所・学校給食には地産を取り入れ、安心・安全な食材の提供と共に、園児・生徒に地元産業に対する意識を醸成していきます。
(教育課・保育所)

④ 高齢者の消費生活

- 高齢者にとって生活しやすい消費環境について検討します。商店街のバリアフリー化や高齢者の買い物に関する公共交通サービスについて長期的な整備を推進します。
(事業課・まちづくり推進課)

(3) 青少年育成

【現状と課題】

- 子ども会、青少年相談員が趣味や遊び等の活動を通じて、地域における青少年育成を推進しています。
- 子どもたちが、自然豊かなこの町で心身ともに健やかに成長し、精神的・社会的に自立した社会人になることは住民の願いであり、その実現に導くのは大人の責務です。青少年をとりまく問題は、社会全体で取り組む必要があります。家庭・学校・地域の連携のもとに、青少年健全育成のための体制づくりや人材育成を進めるとともに、関係団体の支援や環境の整備を図りながら、青少年活動を推進することが求められています。

【基本方針】

青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校はもとより、職場、地域、民間団体等の社会を構成する全ての組織及び個人が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組み、これからのまちづくりの担い手を育てます。

【計 画】

① 非行相談指導の充実

- 学校や警察と連携のうえ、家庭、地域と一体になって非行の防止・指導に当り、健全な青少年の育成を推進します。（福祉健康課・教育課）

② 住民相互支援の活性化

- 青少年相談員や子ども会等の青少年団体との交流連携を密にし、青少年が積極的に社会参加出来る機会づくりを促進するとともに、青少年の心豊かさや、心身のたくましさを育むような様々な体験活動の充実を図ります。（教育課）

③ 社会貢献活動

- 青少年がボランティア活動に参加出来るよう、ボランティア活動に関する広報・啓発・相談等の基盤整備を進めます。（教育課・まちづくり推進課）

(4) 就労

【現状と課題】

- 長引く不況の影響で企業の倒産等、雇用を取り巻く状況は厳しい状態が続いています。就職活動及び失業対策については、相談者に対して公共職業安定所（ハローワーク）を紹介しています。
- 高齢者の再雇用あるいは、高齢者能力の活用については、公共職業安定所（ハローワーク）窓口の紹介や一宮町シルバー人材センターへの登録の紹介をしています。
- 農業の担い手の育成については、千葉県主催の研修会等の参加を啓発しています。

【基本方針】

農業や商業等の地域の産業は、地域経済を支え、重要な雇用の受け皿となっており、これらの産業の活性化により雇用の確保を図ります。高齢者にとって生き甲斐をもって就労出来る環境づくりを推進します。高齢者の知識と技術を社会に生かし、生涯現役を目指していけるような環境づくりを支援します。

【計 画】

① 就職活動支援

- 就職活動の支援については、公共職業安定所（ハローワーク）を紹介します。
(まちづくり推進課)

② 産業の担い手育成

- 地場産業の育成・支援等により、産業の活性化と共に、雇用の促進が図れるような施策を検討していきます。
- 地場産業への関心を高めるための工夫として、町内の産業イベントの開催を計画します。
- 新規就農者に対する支援として、研修会等の参加を啓発します。
(まちづくり推進課)

③ 再雇用の促進

- 一宮町シルバー人材センターの活動内容を啓発し、登録を促進します。
(福祉健康課)

④ 高齢者能力の活用促進

- 高齢者への情報提供を行う手段をつくることで、そこから各種の産業に高齢者の知識や技術が活かせる場や就労の機会を増やしていきます。
(まちづくり推進課)

(5) 高齢者福祉

【現状と課題】

- 一宮町地域包括支援センターでは、高齢者の実態把握に努めながら、高齢者に対する総合的な相談・支援・虐待の防止・権利の擁護を実施しています。また、介護保険事業は、第6期老人保健福祉計画・介護保険事業計画により順調に運営されています。しかし、高齢者は年々増加し、それに伴い介護認定者も増加の傾向にあり、介護給付費の増加が確実に見込まれることから、第7期事業計画では、地域ぐるみで高齢者の生活を支える体制づくりが必要となってきます。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は、年々増加しており、地域住民との交流が少なくなる傾向にあります。万一の災害に備え、地域住民との連帯感を充実し、助け合いの精神を充実する必要があります。
- 高齢者が住みなれた地域で自立し、安心して生活が送れるように、身近な関係団体及び事業者と連携し、地域で見守り支援を目的とした一宮町地域支援ネットワーク事業が発足し、現在28事業所の協力により見守りが行われています。

【基本方針】

現状の福祉や介護サービスの情報・状況を出来る限りわかりやすく伝えて、利用を促進すると共に生活圏に於ける広域な自治体や民間との連携も図りながら高齢者が安心して暮らすことが出来るよう、介護・福祉・健康及び医療等、様々な面から総合的に支援します。

また、避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、発災時に円滑、迅速な避難支援をするため平時から避難支援等関係者へ名簿情報の提供をし、今後も地域、民間団体等と連携を図るため避難支援等関係者の拡大に取り組みます。

【計 画】

① 介護支援

- 介護支援が必要とされている方の実情の把握に努め、介護支援サービスが可能な内容と支援を行える機関についての情報提供を細やかにを行います。
- 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくために、医療と介護が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護が必要となる為、さまざまな職種や関係機関との体制づくりに努めます。
また、増え続ける認知症高齢者のための施策を推進する為に、認知症初期集中支援チームを立ち上げ認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を構築していきます。（福祉健康課）

② 在宅サービスの充実

- 現在実施している第6期の介護保険事業計画、また、平成30年度から始まる第7期事業計画に基づき介護保険事業を実施するとともに、在宅介護を支える社会形成に努め、関係機関との連携も図りながら利用者とその家族を支援します。（福祉健康課）

③ ひとり暮らしの高齢者支援

- ひとり暮らしの高齢者の現状について、情報の把握に努め適切な対応を図ります。 (福祉健康課)

④ 住民相互支援の活性化

- 地域ネットワークの強化を図ることで、思いやりを持って支え合い、安心して暮らせる環境づくりのために、組織づくり等の支援を推進します。 (福祉健康課)



(6) 障害者福祉

【現状と課題】

- 障害者(児)の必要とする福祉サービスの利用及び各種福祉手当の申請までの内容について、窓口等で詳しく説明しています。
- 障害者(児)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るようにすることを目的とする、障害者総合支援法が制定されました。障害者(児)が自立するための支援体制の充実が求められています。

【基本方針】

障害者(児)と家族が必要としているサービスについて、その実態の十分な把握をしていきます。それにより、画一的でなく無駄の少ない、個々の要望に応じた形に近いサービスを目指します。

情報を集約して、行政だけでなく、民間や住民ボランティア等との協働による、よりきめ細やかな支援について検討し、これを実施していきます。障害者(児)の自立するための支援体制の充実に努め、障害者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域社会の中で暮らせるようノーマライゼーションの理念にそった福祉環境づくりを推進します。

【計 画】

① 指導援護の充実

- 障害者(児)が必要とする障害福祉サービスの利用や、支援制度の照会手続き等にきめ細かな対応を進めると共に、個々の現状や要望についても極力把握出来るようにしていきます。
- 現状の法的な支援制度での支援では行きとどかない部分については、行政だけでなく民間・住民ボランティア等とも協調して支援していける環境づくりを推進します。
- 障害者の生活自立を目指し、人的指導体制を充実させることで、不安を払拭し希望と夢を持って将来を迎える環境づくりを支援します。
- 障害者の現状と要望について調査し、現行の支援制度の利用についての照会が速やかに出来る体制を整えていきます。(福祉健康課)

② 自立支援

- 障害者(児)の自立と社会参加を進めるための施設は、長生郡市の広域圏と連携して施設整備を支援し、入所待機者の解消と在宅福祉サービスの充実を図ります。(福祉健康課)

③ 在宅介護の充実

- 介護保険制度やその他の情報提供することで、その利用が速やかに出来る体制を整えます。
- 在宅の障害者(児)に対する居宅介護事業や、短期入所事業、就労移行支援事業の説明や利用促進を図ります。(福祉健康課)

④ 住民相互支援の活性化

- 文化活動・スポーツ活動を通じ、健常者との相互理解を深める社会活動への参加の支援を促進します。(教育課)
- 地域社会での障害者(児)への理解がより深められるように、各地域での行事等への社会参加や交流を広げる環境づくりを推進します。(福祉健康課)

(7) 男女共同参画

【現状と課題】

- 女性の地位向上のための法律や制度が整備され、女性の社会進出が活発になり、雇用の分野において男女平等は徐々に進んでいます。
- 家事・育児・介護は家族全員の協力により担うべきものですが、現実には女性の負担が大きく就業の継続や社会参画を困難にしています。このような状況を改善する為にもすべての人が仕事と生活の調和、ワークライフバランスがとれる多様な働き方を選択出来るようにするとともに、働き方の見直しに向けた取り組みが必要です。
- 子育ては母親だけのものではなく、父親の役割も大きいものです。両親が家庭・仕事の両立が出来る環境作りが必要とされています。

【基本方針】

「就労と家庭の両立は男女一体となって行う」を基本として、女性の社会参加の支援をして、すべての人が協力しつつ、仕事と家庭生活の調和を図ります。日本古来の家族制度から、現代の女性の社会参画における中で必然的に変わってきた家庭の姿を見直し、本来あるべき家庭の姿と男女共同参画の推進を図ります。

【計 画】

① 男女共同参画の促進

- 男女の能力や役割について責任を分かち合い、性別に関係なく社会のあらゆる分野で公平に活動する機会が確保されるよう、男女共同参画社会の意識の醸成に努めます。 (総務課)
- 男女にかかわらず、大人も子どもも共にゆとりを持って、各種の行事地域の活動等を通じ学習・体験・スポーツ・遊び・楽しみ等、触れあう場の環境整備を推進します。 (総務課・教育課)

② 子育て環境の整備

- 親の育児休業等が確保しやすいよう、男女雇用均等法や育児休業制度の啓発を図ります。 (総務課)
- 家庭生活を営みながら、働くことが出来るようにするため、保育等の子育て支援の充実を図ります。 (保育所・福祉健康課)

③ 女性の社会進出の促進

- 出産・育児に関わる保育サービス等を充実していくために、保育サービス・育児支援の環境改善を行政と各種機関、地域との連携で推進します。青年期から壮年期は社会においても働き盛りの世代ですが、女性ばかりに育児や介護の負担が偏らないためにも、男性のワークライフバランスを推進します。 (まちづくり推進課・福祉健康課)

第2章 地域と生活

第1節 家庭

- 女性の意見が政策や方針に反映されるよう、各種審議会等への女性の参画を促進します。
(総務課)
- 地域や福祉のボランティア活動での女性の社会進出を支援します。
(福祉健康課・まちづくり推進課)

(8) 国保・年金

【現状と課題】

- 国民年金制度は、高齢化社会へ向け重要性が高まっていますが、景気低迷等様々な社会情勢の変化により、国民年金制度への未加入者が増加しています。
- 国民健康保険の医療費は増加傾向にあり、保険財政を取り巻く環境は厳しい状態になっています。疾病予防に関する取り組みを積極的に行い、医療費の抑制を図る必要があります。
- 国民健康保険税には市町村間の地域間格差があります。制度の広域化や低所得者に配慮したセーフティネットの整備が求められています。
- 後期高齢者医療制度は、医療費が増大する中、安定的に運営していくために、①保険料・患者負担・公費負担の組合せ、②世代間・世代内の負担の公平の確保、③医療費の伸びの適正化、等の推進が求められています。

【基本方針】

国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金制度の周知徹底を図り適応者の漏れのない受給を促進します。町民の安定した生活のために、国の社会保障制度を可能な限り補完出来るような施策を検討し、推進します。

【計 画】

① 国民健康保険

- 国民健康保険財政の安定化のため、疾病予防の対応として健康診断等の保健事業を推進し、医療費抑制に努めます。 (税務住民課・福祉健康課)
- 広報活動を通じて保険制度の周知徹底をすすめ、国民健康保険の受給漏れ等がないよう制度の活用を促進します。 (税務住民課)
- 国民健康保険税の賦課のあり方を検討し、未納者の解消に努めます。 (税務住民課)
- 平成30年度から都道府県単位での広域化が実施され、保険財政の安定化が図られます。 (税務住民課)

② 後期高齢者医療保険

後期高齢者医療制度は、千葉県後期高齢者医療広域連合によって運営されており、町は各種の窓口事務等を行っています。また、安定的に高齢者の医療を支えていくため、広域連合、県、町が連携し、医療費の適正化・効率化のための施策を推進していきます。 (税務住民課)

③ 国民年金

- 広報紙やホームページ、パンフレットを通じて、未加入者の解消、納付促進のための啓発活動を実施します。 (税務住民課)

(9) 介護保険

【現状と課題】

- 介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして創設されたものです。
- 介護保険は相互扶助の考え方にたち、公費と介護保険料により運営されています。
- 第6期介護保険事業計画は、平成27年度から平成29年度までの3カ年計画とし、高齢者全体の老人福祉計画と一体的に策定しました。また、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを段階的に構築することを目標とし、第7期事業計画を策定していきます。

【基本方針】

介護や日常生活の支援が必要になっても、可能な限り自立し、安心して生活を送られる環境整備を目指します。介護サービスの基盤整備や介護予防の推進に取り組みます。

【計 画】

① 介護保険制度の周知

- 広報紙やパンフレットを活用し、介護保険の概要と制度全般の周知に努めます。 (福祉健康課)

② 介護保険事業の実行

- 介護保険事業の実績や進捗状況を精査し、町民や関係団体、専門家の意見を取り入れながら、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、実行していきます。 (福祉健康課)

③ 介護保険制度の低所得者対策

- 第6期介護保険事業計画および介護保険条例の規定により、保険料の所得段階別設定(所得に応じ9段階に設定)や収入の著しい減少があった場合には保険料の減免及び徴収の猶予の制度があります。また、自己負担額が一定額を超えた場合に払い戻しを行うなどの制度もあります。今後も規定に沿って介護保険制度の低所得者対策に取り組みます。 (福祉健康課)

④ 介護予防の推進

- 介護予防は健康なうちから取り組むことが大切です。

高齢者の生活機能の維持、向上を継続して行い、介護状態にならないようにする為に、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点である一宮町地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が中心となって、介護予防に関する高齢者への総合的な支援を行います。

(福祉健康課)

(10) 生涯学習

【現状と課題】

- 生涯学習の中心的な活動拠点の役割として、一宮町中央公民館があります。利用者の増大や施設の老朽化にともない、今後は施設の改修等を検討していく必要があります。
- 図書室は環境整備の検討が必要であり、図書館設置の要望も出ております。
- 生涯を通じて学びたいという町民の学習ニーズは一段と多様化しています。生涯にわたって学習活動を続けていくためには、幼児期から高年期まで各年代において、自由に学べる生涯学習の仕組みと環境整備を進めることが必要です。

【基本方針】

一宮町生涯学習推進基本構想をもとに、町民の学習意欲を高め、自発的な学習活動を支援します。学習活動やスポーツ・レクリエーション活動等、町民が生涯学習の場を通じて世代を超えて交流していくことで、社会参加が推進されるように支援していきます。

【計 画】

① 社会教育施設の整備

- 中央公民館や図書室・創作の里等、社会教育施設の環境整備を図り、生涯学習の環境整備に努めます。
- 既存の公共施設を利用して、図書室機能、コミュニティ機能等の入った施設の充実を検討していきます。(教育課)

② 生涯学習の充実

- 芸術文化・芸能活動等の文化団体や郷土の文化の発表の場・活動の機会の増加を推進し、より多くの住民がともに学び楽しめる場を提供していきます。(教育課)

